

議案第14号 小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

市長の権限に属する事務を分掌させる内部組織として、現行の市長部局の6部体制に加え、新たに「市長直轄組織」を設置するため、所要の改正を行うもの。

小松島市事務分掌組織条例(昭和48年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の部</u> _____を置く。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>市長直轄組織及び次の部</u>を置く。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	改正
<p>第2条 <u>部の分掌事務</u> _____は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第2条 <u>市長直轄組織及び部の分掌事務</u>は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長直轄組織</u> <u>にぎわいづくり推進に関する業務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	改正 追加 改正 改正 改正 改正 改正